



12月2日以降の保険証の取扱いについて

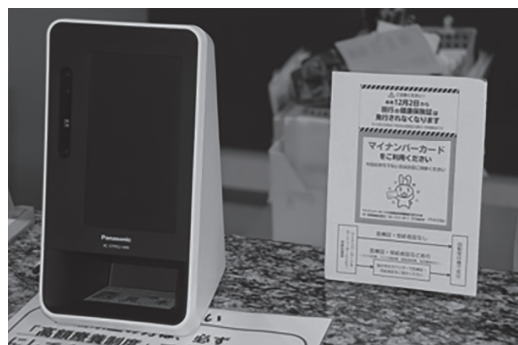
● 今持っている保険証は使えなくなるの？

現在お持ちの保険証は、記載されている有効期限まで取扱いができます。有効期限が記載されていない保険証は12月から1年間有効で、2025年11月末までは取扱いができます。

そのため保険証の有効期限内は、12月以降も保険証を当院総合受付にご提示いただければ、今までどおりの保険証確認をさせていただきます。

また、各種受給者証・医療証（指定難病・子ども医療証等）は、一部の自治体を除き、まだマイナ保険証と紐付いていません。お持ちの方は総合受付カウンターに受給者証・医療証の提示をお願いします。

なお、既にマイナンバーカードと受給者証・医療証が紐付いている市町村でも、確認できない場合がありますのでご了承ください。



● 2024年12月2日以降に出生、転職などしたらどうなるの？

2024年12月2日以降に出生、転職された場合は、新たな保険証は発行されません。生まれたばかりでもマイナンバーカードを作成することとなります。

マイナンバーカードを当院へ持参していただき、顔認証付きカードリーダーに入れて操作していただければ、病院事務の方で保険証入力や確認をおこないます。

また、マイナンバーカードを初めて保険証として使用する場合も、当院の顔認証付きカードリーダーで登録が可能です。

● 結局マイナンバーカードの方がいいの？

入院など治療費が高額になる場合に、「限度額適用認定証」を患者さまから保険者へ申請し、当院へ提示していただきます。実はマイナンバーカードでの保険証確認時に、「高額療養制度の提供」に同意いただければ、限度額認定の確認ができますので、保険者への申請が不要となります。

また、2025年12月からは現在の保険証が発行されない予定です。そのため、今からマイナンバーカードでの保険証確認をおすすめします。

マイナンバーカードを所持されない方は、「資格証明書」が発行されることとなっていますが、現時点ではどのような運用となるかは判明していません。

詳しくは、総合受付スタッフへお問い合わせください